

議案第 23 号

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

岩倉市消防団員等公務災害補償条例（昭和46年岩倉市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条」を「第45条」に改める。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に、「第17条」を「第24条」に、「障害となったとき」を「障害の状態となったとき」に改める。

第5条第3項中「、第1号」を「、第1号又は第3号から第6号までのいずれか」に、「333円を」を「1人につき217円を」に、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。